



『トーマツ チャイナ ニュース』

連載

～中国企業会計準則シリーズ～ 第41回 金融商品の表示

中国室

1. はじめに

今回は、「企業会計準則第37号-金融商品の表示」(以下、「37号準則」)を解説します。

37号準則は、総則、金融商品の表示、金融商品の開示の3章から構成されています。企業は、金融商品の表示を行う際、金融商品の特徴及び関連する情報の性質に基づき金融商品の分類を行う必要があります。

なお、「長期持分投資」、「株式報酬」、「債務再編」、「企業結合」、「リース」、「元受保険契約」、「再保険契約」については、それぞれ別個の企業会計準則が定められており、それらが適用されます。

また、37号準則が定める金融商品の表示の取扱いは、基本的にはIFRSの考え方を踏襲した内容となっていますが、37号準則公表後に行われたIFRSの主な改訂内容の一つである公正価値ヒエラルキーは37号準則本文、37号準則応用指南の修正という形では反映されていません。しかし、公正価値ヒエラルキーは、実務上の指針とされている財政部会計司編集の「企業会計準則講解2010」の中に盛り込まれ、実務的にはIFRSと変わらない開示が行われています。

一方、37号準則改訂版の公開草案が2012年11月に公表されていますが、まだ最終版は公表されていません。

2. 用語の定義

流動性リスク	企業が金融負債と関連する義務を履行する際に直面する資金ショートするリスクを指します。
市場リスク	金融商品の公正価値又は将来キャッシュ・フローが市場価格の変動により変動が生じるリスクを指し、為替リスク、金利リスク、その他の価格リスクが含まれます。
為替リスク	金融商品の公正価値又は将来キャッシュ・フローが外貨為替レートの変動により変動が生じるリスクを指します。
金利リスク	金融商品の公正価値又は将来キャッシュ・フローが市場金利の変動により変動が生じるリスクを指します。
その他の価格リスク	為替リスク及び金利リスク以外の市場リスクを指します。

3. 金融商品の表示

(1) 負債及び資本

企業は、金融商品を発行するに際して、当該金融商品の実質、及び金融資産、金融負債及び持分金融商品の定義に基づき、当初認識時において当該金融商品又はその構成部分を金融資産、金融負債又は持分金融商品として認識することになります。

企業が発行する当該金融商品が下記①②を同時に満たす場合に、当該金融商品は持分金融商品として認識することになります。

- ① 当該金融商品には、次のような契約上の義務が含まれていない。
- (ア) 現金又はその他の金融資産を他の企業に交

付する義務

- (イ) 潜在的に不利な条件の下で他の企業と金融資産又は金融負債を交換する義務
- ② 自己の持分金融商品をもって決済を行う必要がある、又は決済することができる場合、次のいずれかであること。
- (ア) 当該金融商品が非デリバティブであり、かつ、企業が数量の変動する自己の持分金融商品の交付を通じて決済を行う義務を有さない。
- (イ) 当該金融商品がデリバティブであり、かつ、企業が確定数量の自己の持分金融商品を交付し、金額の確定した現金その他の金融資産との交換を通じてのみ決済される。

(2) 自己株式

企業が持分金融商品を発行した際に受け取った対価は取引費用を控除した上で、所有者持分を増加させることとなります。一方、自己の持分金融商品(自己株式)を買い戻すために支払った対価及び取引費用は、所有者持分を減少させることとなります。

また、企業は、自己の持分金融商品を発行、買い戻し、売却又は消却する際に利得又は損失を認識することはできません。

(3) 利息、配当、損失及び利得

金融商品又はその構成部分が金融負債に該当する場合、その関連する利息、利得又は損失は当期の損益に計上します。一方、企業は、持分金融商品の保有者に対する各種分配は、所有者持分を減少させることとなります。なお、企業は、発行した自己の持分金融商品の公正価値の変動を認識することはできません。

(4) 相殺

金融資産及び金融負債は、貸借対照表上に区分して表示し、同時に以下の条件を満たす場合を除き、相殺することはできません。

- ① 企業が認識済の金額を相殺する法的権利を有し、かつ、当該法的権利を現時点で実行することができる。
- ② 企業が純額での決済を計画している、又は当該金融資産の現金化と当該金融負債の償還を同時に計画している。

4. 金融商品の開示

旧企業会計準則と比較すると金融商品の開示は質・量ともに相当程度拡充され、企業の負担も重くなっています。一方で、開示される金融商品の情報は、金融商品が企業の財政状態及び経営成績に及ぼす影響の重要性について、財務報告の利用者が合理的な評価を行うために資するものでなければなりません。

金融商品に関連する下記内容を開示する必要があります。

(1) 会計方針

- ① 公正価値をもって測定しかつその変動を当期の損益に計上するものと指定された金融資産又は金融負債に関する以下の情報
 - (ア) 指定した根拠
 - (イ) 指定した金融資産又は金融負債の性質
 - (ウ) 指定した後、従来、当該金融資産又は金融負債の測定基礎が異なることに起因する関連の利得又は損失が、認識あるいは測定上一致しない状況をいかに著しく軽減させたか、並びに企

業の公式文書に明記されているリスク管理や投資方針に関する説明と合致しているか否か

- ② 金融資産を売却可能金融資産に指定する条件
- ③ 金融資産に既に減損が生じていると確定した客観的根拠、及び金融資産の減損損失を計算、確定するために使用した具体的な方法
- ④ 金融資産及び金融負債の利得及び損失の測定基礎
- ⑤ 金融資産及び金融負債の認識中止条件
- ⑥ その他の金融商品と関連する会計方針

(2) 帳簿価額

以下の金融資産、金融負債の帳簿価額を開示する必要があります。

- ① 公正価値をもって測定しかつその変動を当期の損益に計上するものと指定された金融資産
- ② 満期保有目的投資
- ③ 貸付金及び未収債権
- ④ 売却可能金融資産
- ⑤ 公正価値をもって測定しかつその変動を当期の損益に計上するものと指定された金融負債
- ⑥ その他の金融負債

(3) 公正価値をもって測定しかつその変動を当期の損益に計上する金融資産・金融負債

- ① 金融資産
 - (ア) 貸借対照表日における貸付金又は未収債権の信用リスクに対するエクスポージャーの最大金額
 - (イ) 貸付金又は未収債権に関する当期の信用リスクの変化が引き起こした公正価値の変動額及び変動累計額
- ② 金融負債
 - (ア) 当期に関連する信用リスクの変化が引き起こした公正価値の変動額及び変動累計額
 - (イ) 帳簿価額と契約満了日に契約の約定に基づいて支払わなければならない金額との差額

(4) 金融資産の分類の変更及び認識中止条件を満たさない金融資産

- ① 分類の変更
 - (ア) 分類変更前後の公正価値又は帳簿価額
 - (イ) 分類変更の理由
- ② 認識中止条件を満たさない金融資産
 - (ア) 移転した金融資産の性質
 - (イ) 依然として留保している所有権に関連するリスク及び経済価値の性質
 - (ウ) 継続して移転した金融資産全部を認識している場合、移転した金融資産帳簿価額及び関連する負債の帳簿価額
 - (エ) 移転した金融資産に継続的関与が及ぶ場合、

移転した金融資産全部の帳簿価額、認識を継続している資産の帳簿価額及び関連する負債の帳簿価額

(5) 担保

- ① 企業が担保に差し入れている金融資産
 - (ア) 負債又は偶発負債の担保に差し入れている金融資産の帳簿価額
 - (イ) 担保に差し入れている金融資産と関連する期限及び条件
- ② 企業に担保として供された資産
 - (ア) 保有する担保に供された資産の公正価値
 - (イ) 担保に供された資産を既に売却又は再担保している場合、当該担保に供された資産の公正価値及び当該担保に供された資産の返還義務の有無
 - (ウ) 担保に供された資産の使用に関する期限及び条件

(6) 減損損失

前後2期間における比較可能な金融資産の減損損失引当金期首残高、当期計上金額、当期戻入金額、期末残高

(7) 契約に違反している借入金

- ① 契約違反の性質及びその理由
- ② 貸借対照表日において契約違反となっている借入金の帳簿価額
- ③ 財務報告が承認され外部に提供されるまでに、契約違反事項に対して採用された補完措置、債権者との借入返済期限の延長等に関する協議の状況

(8) ヘッジ会計

- ① ヘッジ関係の概要
- ② ヘッジ手段の概要及びその貸借対照表日における公正価値
- ③ ヘッジされるリスクの性質
- ④ キャッシュ・フロー・ヘッジ
 - (ア) キャッシュ・フローの発生及びそれが損益に影響を及ぼすと予想される期間
 - (イ) 以前にヘッジ会計を用いて処理したが、発生しないと見込まれる予定取引の概要
 - (ウ) 当期に所有者持分において認識された金額
 - (エ) 当期に所有者持分から組替え、当期の損益に直接計上された金額
 - (オ) 当期に所有者持分から組替え、予定取引により形成された非金融資産又は非金融負債の当初認識金額に直接計上された金額
 - (カ) 当期にヘッジが有効でなくなったことにより形成された利得又は損失
- ⑤ 公正価値ヘッジ
 - (ア) 当期にヘッジ手段により形成された利得又

は損失

(イ) 当期にヘッジ対象のヘッジされたリスクにより形成された利得又は損失

⑥ 在外事業体に対する純投資ヘッジ

(ア) 当期にヘッジが有効でなくなったことにより形成された利得又は損失

(9) 公正価値

- ① 一定の金融資産及び金融負債の種類毎に、以下の公正価値に関する情報
 - (ア) 公正価値を決定するために採用した方法
 - (イ) 公正価値が全部又は部分的に評価技法を採用し決定されているか否か、また当該評価技法が同一の金融商品の現時点における公開された取引価格や容易に入手可能な市場データを評価仮定としていない旨
- ② 活発な市場が存在しない金融資産又は金融負債
 - (ア) 損益に認識した実際の取引価格と公正価値との間に生じた際について採用した会計方針
 - (イ) 当該差異の期首及び期末残高
- ③ 活発な市場における市場価格がない持分金融商品及び当該持分金融商品と連動しかつ当該持分金融商品の交付による決済を要するデリバティブ
 - (ア) 公正価値が信頼性をもって測定することができないため、関連する公正価値の開示をしていない旨
 - (イ) 当該金融商品の概要、帳簿価額及び公正価値が信頼性をもって測定できない理由
 - (ウ) 当該金融商品と関連する市場の概要
 - (エ) 企業が当該金融商品を処分する意思があるか否か、及び可能性のある処分方法
 - (オ) 当期に既に当該金融商品の認識を中止している場合、当該金融商品の認識を中止した時点の帳簿価額及び認識の中止により生じた損益

(10) 金融商品と関連する収益、費用、利得又は損失

- ① 当期における、公正価値をもって測定しかつその変動を当期の損益に計上する金融資産又は金融負債、満期保有目的投資、貸付金及び未収債権、売却可能金融資産、償却原価をもって測定される金融負債に係る純利得又は損失
- ② 当期における、実効金利法に基づき計算、確定した金融資産又は金融負債の利息収入総額、あるいは利息費用総額
- ③ 実効金利の確定時に含まれていない手数料収入又は手数料費用
- ④ 減損が発生した金融資産から生じた利息収入
- ⑤ 満期保有目的投資、貸付金及び未収債権、売却可能金融資産に発生した減損損失

(11) リスク情報

- ① 定性的情報
 - (ア) リスク・エクスポージャー及びその形成原因
 - (イ) リスク管理目標、方針及び過程、並びにリスクを測定する方法
 - ② 定量的情報
 - (ア) 貸借対照表日におけるリスク・エクスポージャーの要約データ
 - (イ) 信用リスクに関する情報
 - ③ 貸借対照表日におけるリスクの集中に関する情報
- ー減損に関する情報等
（ウ）流動性リスクに関する情報
ー満期日別分析等
（エ）為替リスク、金利リスク、その他の価格リスクを含む市場リスクに関する情報
ー感応度分析等
- 以上

「トーマツ メールマガジン／トーマツ チャイナ ニュース」の配信をご希望の方は
<http://www.tohmatsum.com/jp/mm/>よりお申込みください。

『トーマツ チャイナ ニュース』のお問合せ先：

有限責任監査法人トーマツ 中国室

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-3-1 新東京ビル

TEL：03-6213-1075 FAX：03-6213-1045

e-mail:chinanews@tohmatsum.co.jp

※禁無断転載

トーマツ Webサイト 会計監査トピックス・『会計情報』のご案内

<http://www.tohmatsum.com/ek/>

トーマツグループ公式サイトでは、創刊以来37年目を迎える月刊誌『会計情報』のWeb版（最新号・バックナンバー）をはじめ、会計・監査の最新情報等を発信しています。

トーマツクライアントの皆様のみならず、広く一般の方々に親しみやすい情報の発信を目指して参りますので、月刊誌『会計情報』とともに、ご利用、ご愛顧くださいますようお願い申し上げます。

〈コンテンツ及びリンク〉

- 会計・監査の最新情報：日本公認会計士協会、企業会計基準委員会、金融庁等からの公表情報にリンク
- 解説記事：国内会計基準・米国会計基準の最新情報を解説
- 会計監査の歴史・しくみ：会計監査の歴史・しくみや公認会計士の仕事について解説
- 会計・監査用語集：実務に必要な会計・監査の専門用語について分かりやすく解説
- 出版物＞『会計情報』：月刊誌『会計情報』の記事をPDFファイルで掲載